

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : いすゞ自動車近畿株式会社
代表者及び住所 大阪府守口市八雲東町1丁目21番10号
代表取締役 堀田 雅之
2. 指名停止措置期間 : 令和5年4月17日から令和5年5月16日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : いすゞ自動車近畿株式会社の元役員は、タイヤの架空取引を繰り返して親会社から現金や約束手形をだまし取ったとして、令和5年2月14日、詐欺の疑いで大阪府警に逮捕された。
5. 指名停止措置理由 : いすゞ自動車近畿株式会社の元役員が、詐欺の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課

TEL : 06-6942-1141

契約課長

大桐 敦彦

(内線 2511)

建設専門官

磯川 健一

(内線 2512)